

複数業務要因災害の新設と企業の事務

これまで労災保険給付は単一の事業所の内容でしか請求ができませんでしたが、労働者災害補償保険法が改正され、令和 2 年 9 月 1 日からは複数事業に使用される労働者には複数就業先の賃金を反映した労災保険給付を行うこととなっています。そのため事業所では、労働者の他の就業先のケガ等であっても事務が増えるケースがあります。

1. 「複数業務要因災害」という新しい定義

労災保険給付の種類に(2)が追加され、以下のようになりました。

- (1) 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- (2) 複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付
- (3) 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- (4) 二次健康診断等給付

2. 「複数事業労働者」とは

被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになった・死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方。なお、被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「複数事業労働者に類する者」として、改正制度の対象となり得ます。

また、「複数の事業場と労働契約関係にある」というのは、事業主等が特別加入している場合も含まれます。

3. 給付基礎日額の算定

各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定されます。給付基礎日額を使用して保険給付額を決定するのは以下の給付です。

- ・ 休業（補償）給付、・ 障害（補償）給付、・ 遺族（補償）給付
- ・ 葬祭料、葬祭給付、・ 傷病（補償）年金（すべて複数事業労働者への給付を含む）

4. 労災認定の判断にも、負荷の総合的評価

今回の改正によって、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）についても、労災保険給付の対象となります。具体的には、1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して判断されます。なお、複数の事業場における業務上の負荷を総合的に判断する対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

1つの事業場のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、これまでどおり「業務災害」として、業務災害に係る各種保険給付が支給されます。この場合であっても、全ての就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎に保険給付されます。

以上から、自社の労働者が他の事業所で就業していたことを知らなかった場合であっても、他社にて労災申請している場合には、何らかの情報を提出しなければならないことが想定されます。

5. 対象となるけがや病気

令和 2 年 9 月 1 日以降に発生したけがや病気等について対象となります。厚生労働省の web ページにて、複数事業労働者の記入欄が増えた労災請求の様式がダウンロードできます。

6. メリット収支率への影響

災害発生事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額のみを算入することになります。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は禁止

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711